

&lt;2021年5月8日改訂&gt;

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>外貨ネクストネオ取引約款</b></p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p><u>3. 本約款における「らくらく FX 積立口座」とは、当社の提供する店頭外国為替保証金取引 (以下「らくらく FX 積立」といいます) に使用できる預託金を留め置くことのできる口座をいいます。</u></p> <p><u>4. 本約款における「外貨ネクストバイナリー口座」とは、当社の提供する店頭通貨バイナリーオプション取引 (以下「外貨ネクストバイナリー」といいます) に使用できる預託金を留め置くことのできる口座をいいます。</u></p> <p>5. 本約款における「当社口座」とは、外貨ネクストネオ口座、マイページ残高 (未使用金)、らくらく FX 積立口座および外貨ネクストバイナリー口座の総称をいいます。</p> <p>6. 本約款における「振替」とは、外貨ネクストネオ口座、マイページ残高 (未使用金)、らくらく FX 積立口座および外貨ネクストバイナリー口座との間の資金移動をいいます。</p> <p>7. 本約款における「ポジション」とは、本取引における新規注文の約定により、お客様が保有する未決済の建玉 (外貨の買い持ちまたは売り持ち) をいいます。</p> <p>8. 本約款における「営業日」とは、取引対象通貨ごとに国内の金融機関の営業日および外国の金融機関の営業日を勘案し、当社が定めた日を指すものとします。</p> <p>9. 本約款における「通知」とは、本システムを通じて、またはその他の方法により、お知らせする内容をお客様が確認できるようにすることをいいます。</p> <p>第3条～第27条 (略)</p> <p>第28条 (解約)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. お客様は、本条第1項第1号に該当する場合において、外貨ネクストネオ口座とあわせてマイページ残高 (未使用金) も解約となること、また外貨ネクストネオ口座に加えてらくらく FX 積立口座や外貨ネクストバイナリー口座を保有し、かつ本条第1項第1号に該当する場合において、外貨ネクストネオ口座とあわせて解約となることにつき、異議なく承諾するものとします。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>外貨ネクストネオ取引約款</b></p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 本約款における「外貨ネクストバイナリー口座」とは、当社の提供する店頭通貨バイナリーオプション取引 (以下「外貨ネクストバイナリー」といいます) に使用できる預託金を留め置くことのできる口座をいいます。</p> <p>4. 本約款における「当社口座」とは、外貨ネクストネオ口座、マイページ残高 (未使用金)、らくらく FX 積立口座および外貨ネクストバイナリー口座の総称をいいます。</p> <p>5. 本約款における「振替」とは、外貨ネクストネオ口座、マイページ残高 (未使用金)、らくらく FX 積立口座および外貨ネクストバイナリー口座との間の資金移動をいいます。</p> <p>6. 本約款における「ポジション」とは、本取引における新規注文の約定により、お客様が保有する未決済の建玉 (外貨の買い持ちまたは売り持ち) をいいます。</p> <p>7. 本約款における「営業日」とは、取引対象通貨ごとに国内の金融機関の営業日および外国の金融機関の営業日を勘案し、当社が定めた日を指すものとします。</p> <p>8. 本約款における「通知」とは、本システムを通じて、またはその他の方法により、お知らせする内容をお客様が確認できるようにすることをいいます。</p> <p>第3条～第27条 (略)</p> <p>第28条 (解約)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. お客様は、本条第1項第1号に該当する場合において、外貨ネクストネオ口座とあわせてマイページ残高 (未使用金) も解約となること、また外貨ネクストネオ口座の開設後に外貨ネクストバイナリー口座を開設し、かつ本条第1項第1号に該当する場合において、外貨ネクストネオ口座とあわせて外貨ネクストバイナリー口座も解約となることにつき、異議なく承諾するものとします。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>